太子町契約からの暴力団排除措置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、太子町暴力団排除条例（平成25年太子町条例第20号。以下「条例」という。）第７条から第９条までの規定に基づき、公共工事等及び売払い等の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、条例及び太子町暴力団排除条例施行規則（平成25年太子町規則第11号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（入札参加除外等）

第３条 町長は、入札参加資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第15条に定める太子町暴力団対策委員会（以下「委員会」という。）の議を経て同表に定める期間において、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

２　前項の規定は、条例第８条第１項第４号に規定する入札の参加者の資格登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札参加除外措置を受けた入札参加資格者を構成員とする共同企業体についても適用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表各号の規定の適用については、これらの規定中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取下げ者」とする。

３ 町長は、前２項により入札参加除外措置を行った入札参加除外者から、次の各号に揚げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間が経過した後、入札参加除外措置の解除等の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表各号に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の議を経て、当該入札参加除外措置を解除等するものとする。

(１)　別表第１号の措置要件に該当する場合　入札参加除外

措置を行った日から２年

(２)　別表第２号から第５号までの措置要件に該当する場合　入札参加除外措置を行った日から１年

４ 前項の場合において、町長は、当該申出に係る入札参加除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を、当該入札参加除外措置に対して求めることができる。

５ 町長は、第１項及び第２項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、入札参加除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

第４条 町長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（一般競争入札からの排除）

第５条 町長は、公共工事等及び売払い等の一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

２ 町長は、公共工事等及び売払い等の一般競争入札を行うに際し、入札参加資格を認めた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

３ 　町長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

（指名競争入札からの排除）

第６条　町長は、公共工事等及び売払い等の指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

２ 町長は、公共工事等及び売払い等の指名競争入札を行うに際し、指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消すものとする。

３　町長は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

（随意契約からの排除）

第７条 町長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

(１)　入札参加除外者

(２)　入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府富田林警察

署又は大阪府警察本部から暴力団又は暴力団密接関係者に

該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

（下請負等からの排除及び下請契約の解除等）

第８条 町長は、公共工事等及び売払い等の契約の相手方（「契約相手方」という。）が前条各号に掲げる者を下請負人等とすることを許してはならない。

２　町長は、公共工事等及び売払い等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該契約相手方に対して、当該下請人等との契約の解除を求めるものとする。

３　第５条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体についても適用する。

（契約の解除）

第９条 町長は、条例第８条第１項第６号又は第７号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当って当該契約書に暴力団の排除に関する条項を盛り込むとともに、当該契約締結の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を盛り込むよう指導するものとする。

（誓約書の徴収等）

第10条 町長は、契約相手方に対し、条例第８条第２項の規定により、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、町へ提出するよう求めるものとする。

２　町長は、前項に規定する誓約書を提出した相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第３条の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。）は、委員会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該違反者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(１)　暴力団員又は規則第３条第５号アからエまでに規定す

る者（以下別表において「役員等」という。）のうちに暴

力団員のある事業者に該当すると認められている場合　当

該認定した日から２年

(２)　規則第３条各号掲げる者（前号に該当する事業者を除

く。）に該当すると認められる場合　当該認定した日から

１年

３　町長は、契約相手方が第１項に規定する誓約書を提出しないときは、その契約相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書を提出しなかった入札参加資格者に対し、太子町建設工事等指名停止要綱（昭和54年10月１日施行）に基づき入札参加停止等の措置を行うものとする。

（協力要請）

第11条 町長は、第３条の規定により入札参加除外措置等を行ったときは、太子町の公の施設の管理運営を委託している指定管理者、太子町が設立した地方独立行政法人、太子町の指定出資法人及びその他町長が別に定める団体に対して、同様の措置を行うよう求めるものとする。

（不当介入等に対する措置）

第12条 町長は、契約相手方又は下請負人等から条例第９条第２項の規定による報告を受けた場合は、契約相手方又は下請負人等に対し、不当介入を受けた旨の警察への届出を指導するものとする。

２　町長は、契約相手方又は下請負人等が不当介入を受け、公共工事等及び売払い等の履行遅延行為が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講ずるものとする。

（関係機関との連携）

第13条　町長は、この要綱の運用に当たっては、大阪府富田林警察署及び大阪府警察本部との緊密な連携のもと行うものとする。

(入札参加除外措置の通知)

第14条　町長は、第３条第１項若しくは第２項の規定により入札参加除外措置、同条第３項の規定による入札参加除外措置の解除、第４条の規定による注意喚起措置又は第10条第２項の規定による公表を決定したときは、延滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

（委員会の設置）

第15条　町長は、太子町暴力団対策委員会を設置する。

２　委員会は、第３条に規定する入札参加除外措置及び、入札参加除外措置の解除に関する審議を行う。

３　委員会は、第４条に規定する注意喚起に関する審議を行う。

４　委員会は、第10条第２項に規定する公表に関する審議を行う。

５　委員会は、太子町建設工事請負業者選定規程（昭和54年規程第２号）に規定する太子町建設工事入札参加資格審査会の委員をもって組織する。

６　委員会に委員長を置き、副町長をもってこれを充てる。

７　委員会は、委員長が主宰する。委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

８　委員長は、必要があると認めるときは、警察その他の関係機関の出席を求め意見を聴くことができる。

９　委員会の庶務は、政策総務部が行う。

10　委員会の運営について必要な事項は別に定める。

（その他）

第16条　この要綱に定めのない事項については、委員会の議を経て町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成25年12月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成28年７月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。